

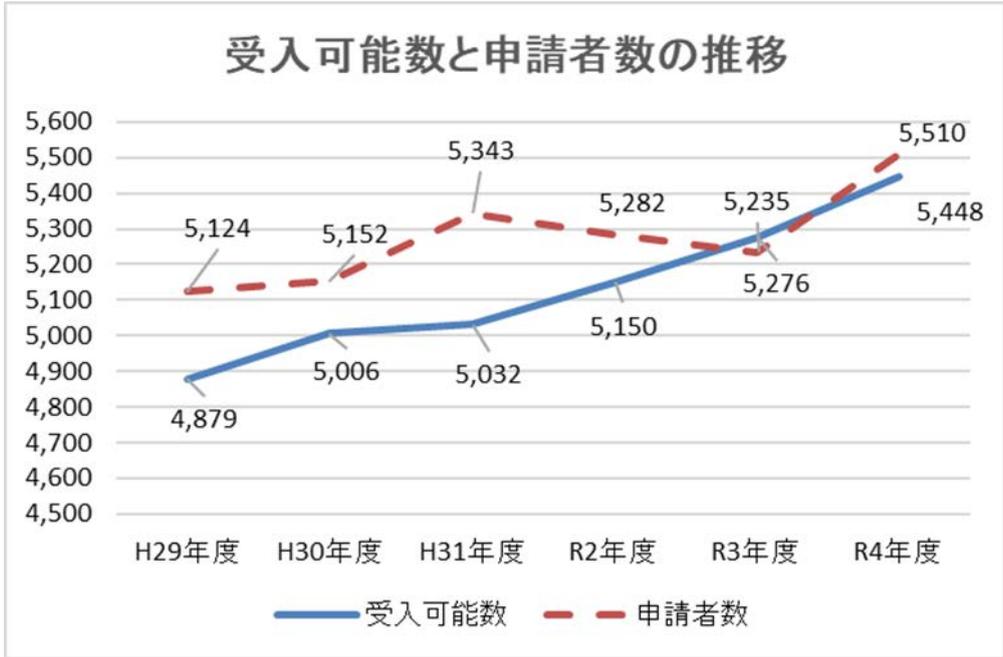
# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和4年1月27日

報告事項件名	頁
1 令和4年度学童保育室の入室申請受付状況について・・・・・・・・・・	2
2 「足立区学童保育マニュアル」の改訂について・・・・・・・・・・	4

(地域のちから推進部)

令和4年1月27日

件名	令和4年度学童保育室の入室申請受付状況について																												
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課																												
内容	<p>令和4年度学童保育室の入室申請受付状況（令和3年12月1日締切日現在）を以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 令和4年度学童保育室の入室申請受付件数</b> 一斉申請受付期間 令和3年11月8日（月）～12月1日（水）</p> <table border="1" data-bbox="391 750 1423 996"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>学童保育室数</th> <th>定員A</th> <th>定員弾力B</th> <th>受入可能数 C=A+B</th> <th>申請者数 D</th> <th>超過数 D-C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度①</td> <td>120</td> <td>4,903</td> <td>373</td> <td>5,276</td> <td>5,235</td> <td>-41</td> </tr> <tr> <td>令和4年度②</td> <td>123</td> <td>5,053</td> <td>395</td> <td>5,448</td> <td>5,510</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>増減②-①</td> <td>3</td> <td>150</td> <td>22</td> <td>172</td> <td>275</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 受入可能数には、民設学童保育室1室（Ohana 関原教室）に対して適用を予定する定数弾力化の数を含む。</p> <p>【参考】</p>  <p>※ 申請者数は、一斉申請受付期間のもの</p>	年度	学童保育室数	定員A	定員弾力B	受入可能数 C=A+B	申請者数 D	超過数 D-C	令和3年度①	120	4,903	373	5,276	5,235	-41	令和4年度②	123	5,053	395	5,448	5,510	62	増減②-①	3	150	22	172	275	-
年度	学童保育室数	定員A	定員弾力B	受入可能数 C=A+B	申請者数 D	超過数 D-C																							
令和3年度①	120	4,903	373	5,276	5,235	-41																							
令和4年度②	123	5,053	395	5,448	5,510	62																							
増減②-①	3	150	22	172	275	-																							

## 2 地域別申請受付件数（第一希望別）

地 域	R4 年度 室数	R4年 度受入 可能数 A	申請者数							合計 B	超過数 B-A
			1年	2年	3年	4年	5年	6年			
千住	15	653	246	248	153	51	16	6	720	67	
綾瀬	14	650	279	212	119	49	11	2	672	22	
大谷田・佐野	8	324	111	103	76	32	10	3	335	11	
中央本町	10	442	159	134	101	50	9	2	455	13	
花畑・保塚	12	543	202	202	107	57	9	4	581	38	
竹の塚・六月	11	486	151	154	95	65	12	9	486	0	
梅島	10	437	170	138	101	54	20	5	488	51	
西新井・江北	15	636	209	183	119	49	20	12	592	-44	
伊興	9	395	155	133	83	34	16	6	427	32	
鹿浜・舎人	11	486	164	144	90	24	14	7	443	-43	
新田・江南	8	396	100	91	79	33	6	2	311	-85	
<b>合 計</b>	<b>123</b>	<b>5,448</b>	<b>1,946</b>	<b>1,742</b>	<b>1,123</b>	<b>498</b>	<b>143</b>	<b>58</b>	<b>5,510</b>	<b>62</b>	

問 題 点  
今後の方針

- 1 入室承認（不承認）通知は、令和4年2月18日（金）に発送する。
- 2 全体として申請数が受入可能数を上回っている。今後、入室申請状況や人口推計、中途退室者などを踏まえ、定員や施設配置を含め「足立区学童保育室整備計画」の見直しを進める。
- 3 学童保育室整備のほか、児童館特例利用（ランドセルで児童館）の情報を積極的に提供し、利用の推進を図ることで小学生の安全な居場所づくりを進めていく。

令和4年1月27日

件名	「足立区学童保育マニュアル」の改訂について																						
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課																						
内容	<p>「足立区学童保育マニュアル」の改訂について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 目的</b> 区は学童保育室（放課後児童クラブ）の実施主体として、基準条例と「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて学童保育を実施していくことが求められている。このことを踏まえて、足立区学童保育マニュアル（平成26年改正）を改訂する。</p> <p><b>2 経緯</b></p> <table border="1" data-bbox="400 804 1471 1442"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>国の動き</th> <th>区の動き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19.10</td> <td>「放課後児童クラブガイドライン」策定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H24.3</td> <td>—</td> <td>「足立区学童保育マニュアル」策定</td> </tr> <tr> <td>H26.4</td> <td>「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」公布</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H26.5</td> <td>—</td> <td>「足立区学童保育マニュアル」改正</td> </tr> <tr> <td>H26.10</td> <td>—</td> <td>「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定</td> </tr> <tr> <td>H27.3</td> <td>「放課後児童クラブ運営指針」策定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 改訂のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブ運営指針を基本とした内容に大幅に修正</li> <li>・ L G B Tに関する項目・内容の追加（足立区L G B Tガイドライン引用）</li> <li>・ 事業の改善に向けた自己評価と実地調査の内容を追加</li> <li>・ 別添資料「足立区学童保育マニュアル-本編-」と子どもの命に関わる別添資料「足立区学童保育マニュアル-危機管理編-」の2編構成</li> </ul> <p><b>4 スケジュール（予定）</b> 令和4年2月15日 学童保育室職員向け「マニュアル学習会」開催 令和4年4月～ 学童保育マニュアル改訂版の運用開始</p>		時期	国の動き	区の動き	H19.10	「放課後児童クラブガイドライン」策定	—	H24.3	—	「足立区学童保育マニュアル」策定	H26.4	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」公布	—	H26.5	—	「足立区学童保育マニュアル」改正	H26.10	—	「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定	H27.3	「放課後児童クラブ運営指針」策定	—
時期	国の動き	区の動き																					
H19.10	「放課後児童クラブガイドライン」策定	—																					
H24.3	—	「足立区学童保育マニュアル」策定																					
H26.4	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」公布	—																					
H26.5	—	「足立区学童保育マニュアル」改正																					
H26.10	—	「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定																					
H27.3	「放課後児童クラブ運営指針」策定	—																					
問題点 今後の方針	運用開始後は、学童保育マニュアルに則った保育がなされているか、実地調査等で評価・確認を行う。																						